

## 〔江都管鑰秘鑑四〕兩國橋普請停滯ニ付眞田伊賀守信清身上沒收之事

享保年中町奉行より兩國橋米澤町の名主喜左衛門といふ者を呼て、兩國橋の古を尋られけるに、喜左衛門申旨には、兩國橋の古は寛文元丑年始て新規に被仰付候節之御普請奉行芝山權左衛門、坪内藤右衛門、右之兩人へ被仰付、町棟梁大工助左衛門、傳左衛門と申者へ命じ、貳箇年懸りて成就す、其後天和元酉年に橋朽損じ、人の往來危き體に見えけるに依て、御手傳として眞田伊賀守信清に仰付られける、此伊賀守と申は所謂眞田安房守昌幸の嫡子、伊豆守信幸の男子貳人あり、嫡子大内記信政は父の家督を續ぎ、信州上田の城に在住し、位四品に至る、庶子河内守信吉は不幸にして早世しける、其子鶴千代とて男子壹人有けるに、台命に依て大内記より上州沼田の城三萬石を分地し、從五位下伊賀守と叙爵し、信清といふ、則此人也、御普請奉行には松平采女、船越左衛門被仰付、矢の倉の脇に假橋をかけられて馬車を禁じ、人を往來せしむ、此假橋跡の義を今に元兩國橋と諸人申習はせり、然る處に如何の事にや、御材木出來不足にて、橋の普請出來兼候に依て、等閑のいたし方と御咎有て、眞田伊賀守身上御取上、奥平大膳大夫御預となり、奉行采女井左衛門は閉門被仰付たり、其後元祿九年迄十五ヶ年の間假ばし相用、假橋の修覆等は伊奈半左衛門承り申付られたる旨、先祖の舊記に慥成と申に依て、頓て右之趣を認て官府に止られしとぞ、

## 〔江都管鑰秘鑑四〕兩國橋元祿享保御普請之事

星霜押移て元祿九子年三月、兩國橋御普請被仰付、今度町奉行の承りとて、下奉行には川口攝津守與力長岡金右衛門、植村傳大夫、下役には同心野村彌兵衛、大久保彦右衛門、永澤四兵衛、能勢出雲守組與力には勝田八右衛門、山本兵大夫、平塚伊右衛門、下役太田吉右衛門、早乙女清助、是等常に出役として出來す、其節御鎗奉行立會に出来るよし、町年寄の内にては喜多村彦兵衛、棟梁に